

宮城県被災建築物応急危険度判定士登録要綱

第1 目的

この要綱は、地震により被害を受けた建築物の応急的な危険度の判定（以下「**応急危険度判定**」という。）を行う技術者の登録に関し必要な事項を定める。

第2 定義認証

この要綱において宮城県被災建築物応急危険度判定士（以下「**応急危険度判定士**」という。）とは、ボランティアとして応急危険度判定を行う技術者をいう。

第3 応急危険度判定士の登録

- 1 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士又はその他知事が認める者で、第4による講習を受講した者は、応急危険度判定士として、宮城県被災建築物応急危険度判定士名簿（以下「**応急危険度判定士名簿**」という。）への登録を知事に申請することができる。
- 2 知事は、前項の登録の申請をした者を応急危険度判定士名簿に登録し、宮城県被災建築物応急危険度判定士登録証（以下「**応急危険度判定士登録証**」という。）を交付する。ただし、知事が不適任と認める者については、この限りでない。
- 3 前項の応急危険度判定士名簿への登録の有効期間は、登録された日から5年を経過した日が属する会計年度が終了する日までとする。
- 4 応急危険度判定士名簿への登録を更新する場合は、前3項の規定を準用する。

第3の2 他都道府県の登録者等

知事は、他の都道府県で応急危険度判定士と同等の登録又は認定を受けている者から第3第1項の登録の申請があった場合は、第4による講習を受講した者とみなして第3第2項から第4項までの規定を適用することができる。

第4 宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習会の実施

知事は、宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習会を実施する。登録者は、知識及び技術力向上のために、任意で講習会を受講することができる。

第5 登録事項変更の届出

応急危険度判定士は、登録事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

第6 登録の取消し等

- 1 知事は、応急危険度判定士が次のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 建築士法による建築士でなくなったとき。
 - (2) 応急危険度判定士から登録抹消の申請があったとき。
 - (3) その他知事が必要と認めたとき。

- 2 応急危険度判定士は、登録の有効期間が終了したとき、又は登録の取消しがあったときは、応急危険度判定士登録証を知事に返還しなければならない。ただし、登録を更新する場合は、この限りではない。

第7 再交付の申請

応急危険度判定士は、応急危険度判定士登録証を汚損し、破損し、又は失った場合においては、速やかにその理由を記載し知事に再交付の申請をしなければならない。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、宮城県被災建築物応急危険度判定士登録制度に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年10月1日から施行する。
- 2 平成7年度及び平成8年度に知事が実施した応急危険度判定技術者養成講習を受講した建築士で、応急危険度判定の業務を行おうとする者は、第3第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日まで登録申請を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

宮城県被災建築物応急危険度判定士登録要綱に係る事務処理要領

第1 目的

この要領は、宮城県被災建築物応急危険度判定士登録要綱(以下「**要綱**」という。)の事務処理に関し必要な事項を定める。

第2 登録名簿及び登録証

要綱第3第1項の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士名簿の様式は、様式第1号によるものとし、第3第2項の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士登録証の様式は、様式第2号によるものとする。

第3 応急危険度判定士の登録申請

要綱第3第1項の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士登録申請書の様式は、様式第3号によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 顔写真2枚 登録の申請の前6か月以内に撮影したもので、無帽、正面、上半身、無背景のもの。大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートル。写真の裏面に氏名を記入すること。
- 2 建築士免許証の写し。ただし、更新申請の場合は不要
- 3 他の都道府県で登録又は認定を受けている応急危険度判定士は、それを証する書類の写し
- 4 その他、知事が必要と認める書類

第3の2 建築士以外で知事が認める者

要綱第3第1項の規定によるその他知事が認める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の58第1項による建築基準適合判定資格者
- 2 建築基準法第12条第1項による特定建築物調査員
- 3 建築士試験に合格している者
- 4 官公庁で建築行政に関する実務の経験年数が3年以上の者

第4 登録更新の申請

要綱第3第4項の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士の登録更新の申請は、第3の規定を準用する。

第5 登録事項変更の届出

要綱第5の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届出の様式は、様式第4号によるものとする。

第6 登録の取消しの申請

要綱第6第1項第2号の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士登録抹消申請書の様式は、様式第5号によるものとする。

第7 再交付の申請

要綱第7の規定による宮城県被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書の様式は、様式第6号によるものとし、汚損した場合にあってはその登録証を添付するものとする。

第8 名簿の保管等

要綱に係る事務処理及び宮城県被災建築物応急危険度判定士登録名簿の保管は、土木部建築宅地課において行う。

附 則

この要領は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年10月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

様式第1号

宮城県被災建築物

応急危険度判定士名簿

		判定士登録番号			
氏名		生年月日		性別	
登録資格	建築士免許				
	その他				
登録年月日		旧登録番号3			
旧登録番号1		旧登録番号4			
旧登録番号2		旧登録番号5			
自宅	住所				
	電話		ファクシミリ		
勤務先	名称				
	所在地				
その他	電話		ファクシミリ		
	名称				
の	所在地				
	電話		ファクシミリ		
変更事項・摘要					
変更1					
変更2					
変更3					

顔写真 貼 付	宮城県被災建築物
	応急危険度判定士登録証
	氏 名
	生年月日
	登録番号
	登録年月日
	有効期限
宮 城 県 知 事	

裏 面

本証は、地震による被災建築物の危険度を判定（応急危険度判定）し、余震等による建築物の倒壊などに伴う二次災害の防止を図ることを目的に宮城県知事が「宮城県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」に基づき交付したものである。

注意事項 住所、勤務先等に変更が生じたときは届け出てください。
本証の更新は、有効期限の30日前までに申請してください。

本人連絡先 _____
電話番号 _____

本証を拾得した場合は、上記連絡先へご連絡ください。

※地震発生後に応急危険度判定士の招集がある場合は下記の電話番号に集合の日時・場所等が録音されていますので、お聞きください。

応急危険度判定士招集録音電話：171-2-022-211-3246
県 へ の 連 絡 用 電 話 番 号：022-211-3245

宮城県被災建築物応急危険度判定士登録申請書

地震により被害を受けた建築物の応急的な危険度の判定を行う「宮城県被災建築物応急危険度判定士」の登録を受けたいので、宮城県被災建築物応急危険度判定士登録要綱第3第1項の規定により申請します。

また、円滑な判定実施のために登録事項を市町村及び知事が必要と認めた者へ提供することに同意します。

年 月 日

宮城県知事殿

〒
申請者 住所
氏名 (印)
電話 ()

	生年月日	年 月 日生	性別	男・女	
登録資格	建築士免許	1級・2級・木造	登録年月日	年 月 日	
	その他		登録番号()第	号	
連絡先	参集要請連絡先	固定電話	()	自宅・その他()	
		携帯電話	()		
		メールアドレス		携帯・その他()	
	勤務先	名称			
		所在地	〒		
		電話	()	ファクシミリ	()
その他					
新規申請 <input type="checkbox"/>	講習会受講番号	年度	—		
更新申請 <input type="checkbox"/>	現在の応急危険度判定士登録年月日及び登録番号	年 月 日	第 号		
所属団体 (該当を○で囲む) ※複数該当も可	・宮城県建築士会 ・宮城県建築士事務所協会 ・日本建築家協会(JIA) ・日本建築構造技術者協会(JSCA) ・宮城県建設業協会 ・宮城県建設職組合連合会 ・みやぎ中小建設業協会 ・宮城県優良住宅協会 ・その他()				
応急危険度判定業務の経験	過去に応急危険度判定業務を行ったことが ・有ります。(年 地震) ・有りません。				

- 1 写真2枚(縦3cm×横2.4cm、無帽正面、上半身、無背景、6か月以内の撮影)の裏面に氏名を記入し、1枚は申請書に貼付け、もう1枚は添付して提出してください。
- 2 新規申請時は**建築士免許証の写し**を添付してください。(更新申請時は不要です)
- 3 建築士以外の資格で登録する場合は、「その他」欄に「資格名・登録年月日・登録番号」等を記入し、それを証する書類の写しを添付してください。
- 4 新規申請は講習会受講番号、更新申請は現在の登録番号を記入してください。
- 5 氏名を自筆で記入した場合は、押印を省略することができます。

写真貼付欄

縦3cm×横2.4cm
6か月以内、無帽
正面、上半身
裏面に氏名記入

宮城県被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届

応急危険度判定士の登録事項に変更がありましたので、宮城県被災建築物応急危険度判定士登録要綱第5の規定により届け出ます。

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

応急危険度判定士 住 所
氏 名

印

応急危険度判定士登録年月日、番号		年 月 日 第 号
項 目	変 更 前	変 更 後
申 請 者	氏 名	
	住 所	〒
	電 話	()
建 築 士 免 許	種 別	1級・2級・木造
	登録年月日	年 月 日
	登録番号	() 第 号
参 集 要 請 先	固定電話	()
	携帯電話	()
	メールアドレス	
勤 務 先	名 称	
	所 在 地	〒
	電 話	()
	ファクシミリ	()
そ の 他		

- 1 氏名変更の場合は、現在の登録証の写しと写真1枚(縦3.0cm×横2.4cm)を添付してください。
- 2 建築士免許の変更の場合は、建築士免許証の写しを添付してください。
- 3 氏名を自筆で記入した場合は、押印を省略することができます。

宮城県被災建築物応急危険度判定士登録抹消申請書

宮城県応急危険度判定士登録要綱第5第2項の規定により、応急危険度判定士登録の抹消を申請します。

年 月 日

宮城県知事殿

〒
応急危険度判定士 住 所
氏 名 ④

応急危険度判定士登録年月日、番号

年 月 日 第 号

備 考

- 1 応急危険度判定士登録証を添付してください。
- 2 氏名を自筆で記入した場合は、押印を省略することができます。

宮城県被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書

宮城県被災建築物応急危険度判定士登録証の再交付を受けたいので申請します。

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

〒
 応急危険度判定士 住 所
 氏 名

⑩

応急危険度判定士登録年月日、番号		年 月 日 第 号		
生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女	
登 録 資 格	建築士免許	1級 ・ 2級 ・ 木造	登録年月日	年 月 日
	そ の 他		登録番号	() 第 号
再交付を申請する理由		亡失 ・ 滅失 ・ 汚損 ・ 破損 ・ その他()		
備 考				

- 1 登録証用写真1枚(縦3cm×横2.4cm)を添付してください。
- 2 汚損又は破損の場合は、その登録証を添付してください。
- 3 亡失した登録証を発見したときは、速やかに返納してください。
- 4 氏名を自筆で記入した場合は、押印を省略することができます。